

「緑の雇用」事業を申請される事業体の皆さまへ

平成27年度予算の「緑の雇用」現場技能者育成対策事業（以下「緑の雇用事業」という。）の活用をお考えの事業主の方は、事業を利用できる事業体の要件を備えているか審査を行う際に、次の資料が必要となりますので実施計画書と併せて提出をお願いします。

なお、既に資料を提出している場合等、取りまとめ機関が資格を確認できる場合は、取りまとめ機関の了解を得て提出を省略できます。

1 労確法に基づく認定通知書の写し

緑の雇用事業では、当該事業を利用できる事業体を労確法に基づく認定事業主に限定しています。そのため、認定通知書の写し又は改善計画の認定申請の写しを提出していただく必要があります。

2 履歴書等の写し（トライアル雇用、フォレストワーカー研修（1年目）等）

トライアル雇用は、研修生の資格を林業就業経験1年未満としています。

また、フォレストワーカー研修（1年目）は林業就業経験2年未満、フォレストリーダー研修は5年以上、フォレストマネージャー研修は10年以上としています。研修生の経歴を確認できる資料を提出していただく必要があります。

3 雇用契約書等の写し（トライアル雇用、フォレストワーカー研修（1～3年目））

研修生が、林業に継続して就業できるように、良好な労働条件の下で働いていただくため、最低限度の「明示すべき労働条件」が明示されているかを確認することにしています。

4 就業規則等の写し（60歳以上の場合）

緑の雇用事業は、研修を終えられた方が、5年以上就業できる年齢であるかを確認することにしています。なお、就業規則に定めがない場合でも、研修修了時の年齢の5歳上の方が就業されている実態を証明できれば構いません。

5 研修修了証の写し（フォレストワーカー研修（1年目、2年目））

フォレストワーカー（2年目、3年目）の研修生の要件として、それぞれフォレストワーカー（1年目、2年目）の研修を修了していることとなっています。そのため、該当者は研修修了証の写しを提出して下さい。

6 安全講習修了証等の写し（フォレストワーカー（1年目、2年目）研修修了者が2年目、3年目研修を受講する場合を除く。）

安全講習等の資格の有無を確認するために必要となります。旧緑の雇用の修了者がフォレストワーカー研修（2年目、3年目）を受講する場合及びフォレストリーダー研修、フォレストマネージャー研修を受講される場合には、一定の安全講習等の資格等を取得していることが要件になっています。

7 求人票の写し（ハローワークを通じた求人の場合）

研修予定者がハローワークを通じて採用された場合は、厚生労働省が行っているトライアル雇用等の支援事業との併給とならないよう、求人票を確認する必要があります。

なお、厚生労働省のトライアル雇用等の求人により採用した者を、緑の雇用事業で研修を行う場合は、厚生労働省に助成金等の請求を行わない旨の意思表示をしていただく必要があります。

8 指導員能力向上研修修了証等の写し

緑の雇用事業では、指導員は指導員能力向上研修の受講者であることを要件としています。研修を修了していない場合は本年度実施する研修を受けていただく必要があります。昨年度までに研修を修了している場合は修了証書の写しを提出して下さい。また、チェーンソー・刈払機の特別教育を修了していることが要件です。また、森林作業道開設の研修を行う場合は森林作業道作設オペレーター研修の指導者研修等を修了していることが要件です。修了証の写しを提出して下さい。